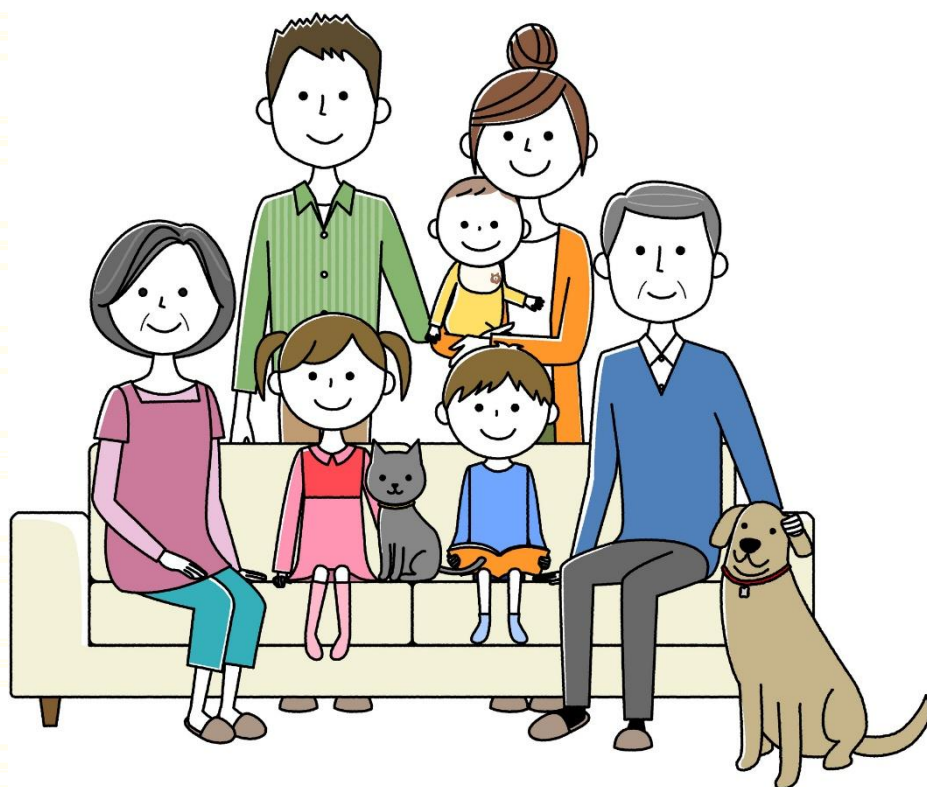


大崎町子ども計画

令和7年度～令和11年度

概要版



令和7年3月

鹿児島県 大崎町

1 計画策定の背景

本町では、令和2年度から5年間を計画期間とした「第2期大崎町 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する様々な施策を推進してきました。

しかし全国的にみると人口減少、少子高齢化の進行など、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、こどもが安心して過ごせる居場所づくり、こどもの虐待やこどもの貧困への対策など、様々な課題への対応が求められています。このような中、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進するために「大崎町こども計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、国のこども大綱やこども基本法等を勘案し、第2期計画に新たに子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画を包含し、こども施策を総合的に推進するものです。

また、本計画は大崎町総合計画を上位計画とした「大崎町地域福祉計画」の部門別計画です。各部門別計画と一定の整合性を保持し、連携を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期大崎町子育て支援事業計画					大崎町こども計画				

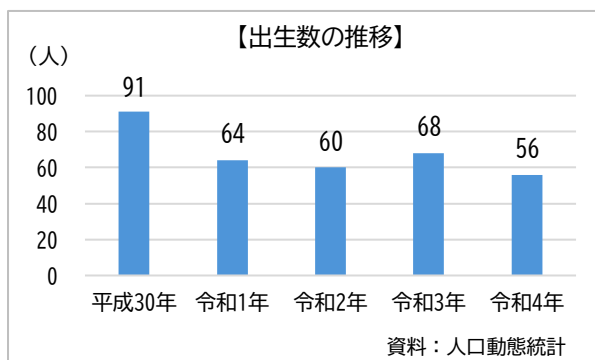
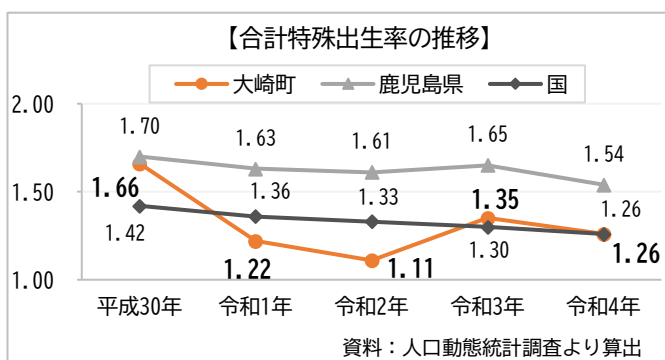
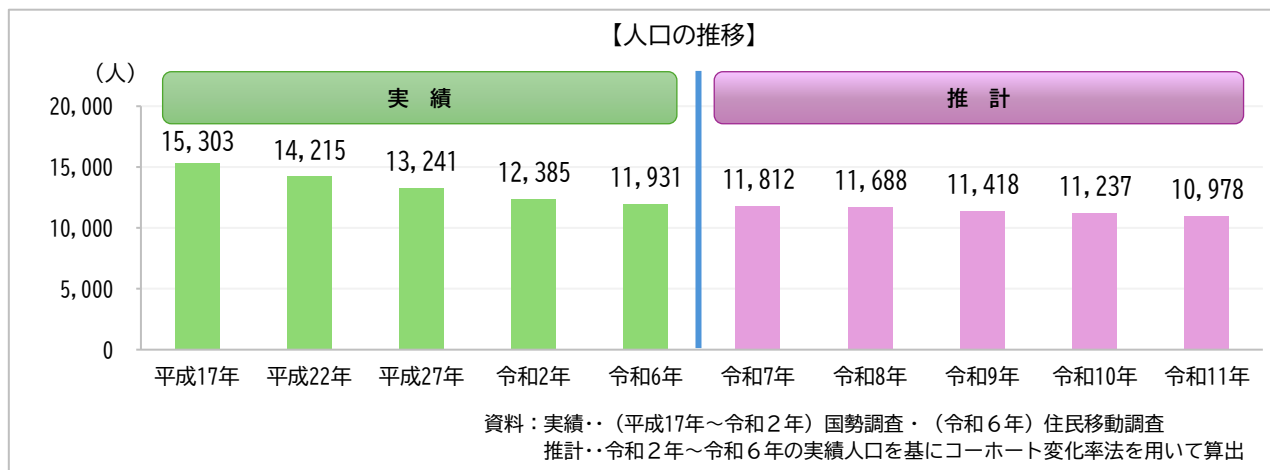
4 計画の対象

国の「こども基本法」では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、一定の年齢で上限を画するものではないとされ、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることとしています。本計画における「こども」は概ね0歳から18歳未満、「若者」は概ね18歳以降から30歳未満、施策によっては40歳未満までの者としています。

《こども・若者の対象年齢イメージ》

乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～18歳未満)	青年期 (18～30歳未満)	ポスト青年期 (40歳未満)
こども				
			若者	

5 大崎町を取り巻く現状



6 計画の基本理念及び基本目標

「大崎町こども計画」では、第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画で推進してきた「子どもが輝き、ひと・もの・自然、調和が奏でる躍動のまち」の基本理念の一部を継承するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向け新たに以下の基本理念及び基本目標を設定しました。

基本理念

こども・若者まんなか社会 みんなで育む 夢・未来



7 計画の体系

基本理念 『こども・若者まんなか社会 みんなで育む 夢・未来』	基本目標		具体的な取組
	Ⅰ ライフステージ別の施策	～こどもの誕生前から幼児期まで～ 1 安心してこどもを生み育てることができるまちづくり	(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 (2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
		～学童期・思春期～ 2 こどもが成長できるまちづくり	(1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の充実 (2) 居場所づくり (3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 (4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (5) いじめ防止対策 (6) 不登校のこどもへの支援
		～青年期～ 3 若者が自立できるまちづくり	(1) 進学支援 (2) 若者の社会参加に向けた支援 (3) 出会いや結婚への支援
	Ⅱ ライフステージを通じた施策	4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり	(1) 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援 (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 (4) こども若者が権利の主体であることの社会全体での共有 (5) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり (6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	Ⅲ 当事者子育て支援	5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 (3) 共働き・共育での推進等

8 具体的な取組

基本目標1 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実を図ります。

【具体的な取組】

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

- ①母子の健康管理 ②産後の支援体制の充実
- ③乳幼児健康診査等の充実

(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

- ①地域における子育て支援
- ②多様化する教育・保育ニーズへの対応
- ③こども・子育てを支える人材の確保・育成
- ④小学校等との円滑な接続の推進



基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

こどもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

【具体的な取組】

(1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の充実

- ①次世代の担い手となる人材の育成 ②安全・安心な教育環境の向上
- ③全てのこどもの学びの保障 ④こどもを犯罪や交通事故から守るための取組

(2) 居場所づくり

- ①こども・若者の視点に立った居場所づくり ②放課後児童対策の推進

(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- ①小児医療体制の充実・強化 ②性に関する指導の着実な実施

(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

- ①学校における主権者教育の推進 ②喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の推進
- ③学校におけるライフデザインに関する教育の推進 ④学校における労働に関する教育の推進

(5) いじめ防止対策

- ①いじめ問題に対する相談・指導体制の充実 ②「ネットいじめ」に関する対策の推進

(6) 不登校のこどもへの支援

- ①不登校を未然に防ぐ取組の推進 ②居場所づくりの推進



基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

【具体的な取組】

- (1) 進学支援
- (2) 若者の社会参加に向けた支援
- (3) 出会いや結婚への支援

基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、こどもの成長過程全体を通じた支援によって、こどもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

【具体的な取組】

- (1) 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援
 - ①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援
 - ③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④経済的支援
- (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
 - ①地域における虐待の早期発見、発生予防の取組の推進 ②ヤングケアラーへの支援
- (4) こども若者が権利の主体であることの社会全体での共有
 - ①こども・若者が権利の主体であることの普及啓発
 - ②こども・若者や子育て世帯の意見聴取
- (5) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり
- (6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - ①産前産後の支援の充実と体制強化 ②こども家庭センターの設置

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

家庭と社会が相互に養育力を補完し高め合うとともに、子育て当事者が経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

【具体的な取組】

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - ①出産・子育て応援給付支援 ②児童手当の支給拡大
 - ③こども医療費の助成 ④幼児教育・保育の負担軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
 - ①こども家庭センターの設置 ②多様化する教育・保育ニーズへの対応
 - ③家庭教育支援の推進 ④子育てしやすい環境の推進
- (3) 共働き・共育での推進等
 - ①子育てと仕事の両立支援への啓発 ②男女共同参画の推進
 - ③子育てと仕事を両立しやすい環境づくり



9 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

保護者がこどものための教育・保育施設を利用するには、国が定める「保育を必要とする事由」に基づいて、市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分です。

認定区分	年齢	対象	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	・専業主婦（夫）家庭 ・短時間就労家庭 等	無	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	・共働き家庭 等	有	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	・共働き家庭 等	有	保育園、認定こども園、 地域型保育事業

（参考）「保育を必要とする事由」（こども家庭庁：よくわかる「子ども・子育て支援新制度」より）

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



【量の見込みと確保方策】

◆ 1号認定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	62	60	59	55	52
②確保方策（利用定員数）【人】	60	60	60	60	60
③過不足（②－①）【人】	▲2	0	1	5	8

◆ 2号認定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	141	136	134	125	120
②確保方策（利用定員数）【人】	189	189	189	189	189
③過不足（②－①）【人】	48	53	55	64	69

◆ 3号認定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	129	120	123	120	118
②確保方策（利用定員数）【人】	131	131	131	131	131
③過不足（②－①）【人】	2	11	8	11	13

10 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

本町では、令和2年度より「子育て世代包括支援センター」を設置し、乳幼児健診や育児相談等、母子保健や育児に関する様々な悩みに対応しております。また、令和6年度から「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子ども等に関する相談全般から調査、総合調整まで対応しております。今後は、こども家庭センターとして運営し、より一体的な支援を実施します。

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。現在、本町では7箇所において実施しています。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。現在、本町では6箇所において実施しています。

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。現在、本町では夜間養護等事業（トワイライトステイ）は実施していませんが、ショートステイは4箇所に委託して実施しています。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。現在、全ての乳児家庭を対象に実施しています。

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、教育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。要保護児童対策協議会と連携を図り実施しています。

⑦子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・育児に関する援助等を行う事業です。現在、本町では実施していません。

⑧児童育成支援拠点事業

教育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。現在、本町では実施していません。

⑨親子関係形成支援

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じ

て、情報提供及び助言など、子どもの発達に応じた支援を行う事業です。現在本町では実施していません。

⑩地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。現在、本町では1箇所において実施しています。

⑪一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。現在、本町では幼稚園型を2箇所において実施しています。

⑫病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。現在、本町では実施していませんが、志布志市内の病児保育施設を利用後、本町から志布志市へ利用分の負担金を支払うという形で実施しています。

⑬ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。現在本町では実施していません。

⑭妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。現在、全ての妊婦を対象に実施しています。

⑮妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進する事業です。現在本町では実施していません。

⑯産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。本町では、令和6年度より実施しています。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子育て家庭に対して、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に、保育所等を利用できる事業です。本町では令和8年度から実施する予定です。

お問い合わせ先：大崎町 保健福祉課
TEL 099-476-1111(代表)